

## 令和7年度指名停止の運用状況一覧表

指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由
		自	至	(月数)	
日本交通技術株式会社 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区椿町14 -13	R8.1.8	R8.5.7	4か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 (扶桑町指名停止等の措置要領 別表2の4に該当)
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10	R8.1.8	R8.3.7	2か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 (扶桑町指名停止等の措置要領 別表2の4に該当)

大日コンサルタント株式会社 中日本支社	岐阜県岐阜市薮田南 3-1-21	R8.1.8	R8.3.7	2か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 (扶桑町指名停止等の措置要領 別表2の4に該当)
株式会社トーニチコンサルタント 中部支社	愛知県名古屋市中区葵 1-20-22	R8.1.8	R8.3.7	2か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 (扶桑町指名停止等の措置要領 別表2の4に該当)

丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	愛知県名古屋市中区丸の内3－5－2 ミュゼット丸の内601号室	R8.1.8	R8.5.7	4か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 (扶桑町指名停止等の措置要領 別表2の4に該当)
------------------	---------------------------------	--------	--------	-----	---